



農業次世代人材投資資金のご案内

年間最大150万円を就農前(最長2年間)及び就農後(最長5年間)に交付

農業次世代人材投資資金制度には、「準備型」と「経営開始型」の2つがあります。

「準備型」は、道が認めた研修機関などで研修を受ける場合、研修期間中に年間最大150万円を最長2年間交付します。

「経営開始型」は、市町村が作成する「人・農地プラン」に位置づけられた(見込みを含む)認定新規就農者に年間最大150万円(前年所得に応じて交付金額は変動)を最長5年間交付します。

交付を受けるためには、いくつかの要件があるので留意が必要です。



準備型の交付要件

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金(2年以内)を交付

- 1 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
- 2 独立・自営就農、雇用就農又は親元での就農を目指すこと
 - (1)親元就農を目指す者については、就農後5年以内に経営を継承するか又は農業法人の共同経営者になること
 - (2)独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け、認定新規就農者になること又は農業経営改善計画の認定を受け、認定農業者になること
- 3 道が認めた研修機関で概ね1年以上(1年につき概ね1,200時間以上)研修すること
※既に研修を開始している者であっても、残りの研修期間が概ね1年以上の場合は交付対象
- 4 常勤の雇用契約を締結していないこと
- 5 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと
- 6 原則として、青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること

交付期間の特例

国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は、交付期間を1年延長する

返還を要する場合

- 1 適切な研修を行っていない場合
交付主体が、研修計画に則して必要な技能を習得していないと判断した場合
- 2 研修終了後(※)、1年以内に原則50歳未満で就農しなかった場合
※準備型の研修終了後、更に研修を続ける場合(原則2年以内で準備型の対象となる研修に準ずるもの)は、その研修終了後
- 3 交付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合
- 4 親元就農者について、就農後5年以内に経営継承しなかった場合又は農業法人の共同経営者にならなかった場合
- 5 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合

交付窓口

公益財団法人 北海道農業公社担い手支援部

※申請様式等については、北海道農業公社HP(農業次世代人材投資事業(準備型))をご覧ください
<http://www.adhokkaido.or.jp/ninaite/support/02.html>

経営開始型の交付要件

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(5年以内)を交付

- 1 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満の認定新規就農者(※)であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること
※市町村で農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者
- 2 独立・自営就農であること
 - (1)農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
 - (2)主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること
 - (3)生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
 - (4)交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を、交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
 - (5)交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること※親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営(独立した経営になっていれば、税申告が親と分離していなくてもよい)を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする
- 3 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること
独立・自営就農5年後には、農業(自らの生産に係る農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む)で生計が成り立つ実現可能な計画であること
- 4 農家子弟の場合は、新規参入者と同等のリスクを負うと市町村長に認められること
- 5 人・農地プランへの位置づけ
市町村が作成する人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられていること(もしくは位置づけられることが確実であること)又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 6 園芸施設共済の引受対象となる施設を有する場合は、園芸施設共済等に加入している又は加入することが確実と見込まれること
- 7 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でなく、かつ、原則として農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと
- 8 原則として、青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること

交付額の特例等

- 1 夫婦ともに就農する場合(家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合)は、夫婦合わせて1.5人分を交付する
- 2 複数の新規就農者が、法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに最大150万円を交付する
- 3 既に経営を開始している者も対象となるが、交付は経営開始後5年度目までとする
- 4 資金の額は、経営開始初年度は、交付期間1年につき1人当たり150万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき、1人当たり350万円から前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、資金を除く)を減じた額に3/5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は、150万円とする
- 5 中間評価の結果、早期に経営を確立し、さらなる経営発展につながる取組を行う者に対し、最大150万円(又は3年目交付額の2倍のうち低い額)を交付し、本事業から卒業

(参考)人・農地プランとは

集落・地域における話し合いによって、今後の中心となる経営体や中心経営体への農地集積、地域農業のあり方などを決めた地域農業のマスタープランのこと

交付を停止する場合や返還を要する場合について次頁に記載

交付を停止する場合

- 1 資金を除いた本人の前年の所得が350万円を超えた場合
- 2 青年等就農計画を達成するための必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合
- 3 交付3年目を迎える時点で行われる中間評価において、重点的な指導を実施しても、経営の改善が見込みがたいと判断された場合

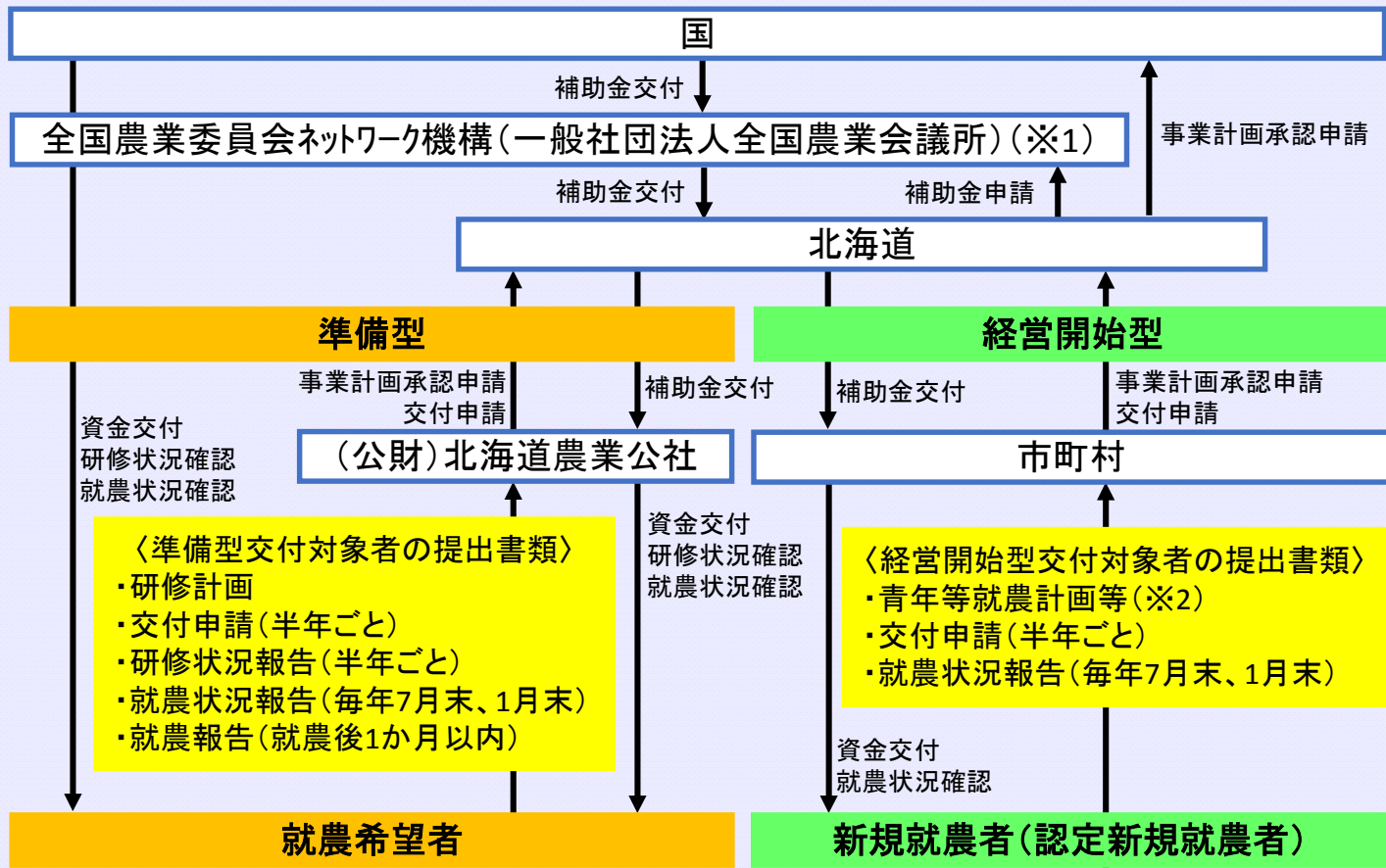
返還を要する場合

交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合

交付窓口

市町村の農政担当部署

事業実施体制・手続等



※1 所在する都道府県での就農を基本としていない教育機関で研修を受ける者に対しては、全国農業委員会ネットワーク機構から交付することができる。

※2 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料を添付したもの

北海道農政部農業経営局農業経営課 (道の農業次世代人材投資事業の情報は下記URLでもご覧いただけます)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/seinen/syuunou/kyuhukin.htm>